

41 豊橋総合動植物公園公式Instagram運用ポリシー

豊橋総合動植物公園ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、豊橋総合動植物公園が運用する豊橋総合動植物公園公式Instagramの運用ポリシーを次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram（インスタグラム）

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

- | | |
|---------------|---|
| (1) アカウント名 | non_hoi_park_animal |
| (2) URL | https://instagram.com/non_hoi_park_animals/ |
| (3) アカウント運用者名 | 豊橋総合動植物公園（のんほいパーク） |

3 目的

豊橋総合動植物公園の動植物やイベント等、豊橋総合動植物公園に関連する魅力的な情報を発信し、市内外のInstagram利用者に豊橋総合動植物公園をより身近に感じてもらうことを目的としています。

4 掲載内容

- (1) 動植物に関する情報
- (2) イベント、最近の出来事等の情報
- (3) 豊橋総合動植物公園の利用に関する情報
- (4) その他豊橋総合動植物公園に関する情報

5 運用方法

- (1) 4に掲げる内容を不定期に掲載します。
- (2) 本アカウントでは、ご意見やお問合せには回答を行いません。回答が必要な連絡は、豊橋市公式ホームページ（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/>）の「市民のメールボックス」から受け付けています。

6 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて豊橋市が提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱います。

7 禁止事項

本アカウントに対し、利用者が下記に該当する行為を行うことを禁止します。利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該内容等を発信したアカウントをブロックもしくはその他の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 特定の個人、企業、組織、国、地域等を誹謗中傷する行為

- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者へのなりすましや、虚偽や事実と異なる内容及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する恐れのある行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、個人のプライバシーを侵害する恐れのある行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器やシステムの機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 他者に不利益を与える行為
- (9) その他、豊橋市が不相当と判断した行為

8 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、豊橋市あるいは豊橋市以外の原著作者等に帰属します。

内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9 免責事項

- (1) 当アカウントの運用は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 豊橋市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 豊橋市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 豊橋市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 上記のほか、豊橋市は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) 豊橋市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあります。
- (7) 本アカウントは、運営会社のシステムによって運用されています。豊橋市は、運営会社のシステム運用状況に関する質問等については一切お答えできません。また、運営会社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えできません。

10 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更される場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、別途定める場合を除き、豊橋市公式ホームページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。